平成２３年（フ）第２４９号
静岡県磐田市今之浦４丁目16番地４　スカイハイツ201、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市今之浦４丁目１番地１
破産者　持山　安彦
１　決定年月日　平成24年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６３３号
静岡県浜松市西区馬郡町2304番地の２
破産者　水藤　洋子
１　決定年月日　平成24年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８号
石川県輪島市名舟町リ部12番地
破産者　大宮　正勝
１　決定年月日　平成24年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２８９０号
横浜市鶴見区上の宮１丁目11番11号
破産者　篠田　幸夫
１　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
２　一般調査期日　平成24年７月23日午後２時
平成24年６月14日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３２号
埼玉県加須市久下1755―１アメニティ三紀Ⅲ２号室、開始決定時の住所埼玉県川越市石原町１丁目31番地25
破産者　湯沢　俊一
１　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
２　一般調査期日　平成24年９月５日午前10時20分
平成24年６月13日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１４８３号
神戸市中央区加納町３丁目２番３―1204号、従前の住所神戸市長田区北町１丁目40番地の１　エクセルコート神戸長田503号
破産者　髙山雅樹こと　髙　　雅樹
１　破産債権の届出期間　平成24年７月18日まで
２　一般調査期日　平成24年９月12日午後１時30分
平成24年６月13日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２号
神奈川県横須賀市津久井３丁目18番１号
破産者　有限会社萩原造園
１　破産債権の届出期間　平成24年７月20日まで
２　一般調査期日　平成24年９月12日午前11時
平成24年６月13日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１３７３号
大阪府八尾市楽音寺１丁目82番地の２
破産者　中東　正賢
１　破産債権の届出期間　平成24年７月20日まで
２　一般調査期日　平成24年９月６日午後３時30分
平成24年６月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３７４号
大阪府守口市南寺方東通２丁目４番10号
破産者　有限会社Ｉ―Ｆｉｅｌｄ
１　破産債権の届出期間　平成24年７月20日まで
２　一般調査期日　平成24年８月30日午後３時30分
平成24年６月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４１号
山形県米沢市城西４丁目４番40号
破産者　玉澤　　昇
１　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
２　一般調査期日　平成24年９月12日午前10時25分
平成24年６月14日　山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第９６５号
京都市中京区西ノ京職司町10番地、申立前の住所京都市左京区岩倉幡枝町601番地の35
破産者　蘆原　　孝
１　破産債権の届出期間　平成24年７月31日まで
２　一般調査期日　平成24年９月13日午後２時
平成24年６月14日
京都地方裁判所第５民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第９６６号
大阪府八尾市志紀町２丁目101番地　志紀ロイヤルハイツ305号、前住所大阪府藤井寺市沢田１丁目５番13―107号
破産者　フジタ板金工作所こと　藤田　清司
異議申述期間　平成24年８月１日まで
平成24年６月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９５号
宮崎県日向市大字財光寺207番地１
破産者　モナコ観光株式会社
異議申述期間　平成24年８月14日まで
平成24年６月14日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１９７号
宮崎県日向市大字富高6222番地30
破産者　福田泰枝こと　金　　泰枝
異議申述期間　平成24年８月14日まで
平成24年６月14日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可決定

平成２４年（フ）第１１３号
仙台市若林区上飯田１丁目３番27号　憩いの園
破産者　武田　苣子
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第１００１号
千葉市中央区市場町３番１号
清算株式会社　ＫＹ興業株式会社
代表清算人　山﨑　　諒
１　決定年月日　平成24年６月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

関係人集会期日等

平成２３年（ミ）第１号
滋賀県野洲市北野１丁目13番20号
更生会社　株式会社三甲興産
１　関係人集会
期日　平成24年７月31日午後２時
場所　大阪地方裁判所第６民事部
第６債権者集会室（第二別館３階）
目的　更生計画案の決議
２　議決権の行使方法　会社更生法189条２項３号の方法（同項２号の方法による場合の投票は会社更生規則52条２項１号の方法による。）
３　書面投票期間　平成24年６月８日から平成24年７月24日まで
４　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年７月17日
平成24年６月８日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続による債権者集会招集

平成２３年（再）第５号
福岡市中央区今泉１丁目22番20号　アベニュー天神ビル６階
再生債務者　医療法人社団福永会
１　期日　平成24年７月13日午後１時
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成24年６月12日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第５号
茨城県日立市千石町１丁目７番６号
再生債務者　井坂　悦雄
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過したので、主文のとおり決定する。
平成24年６月13日　　水戸地方裁判所民事部

平成２３年（再）第１０号
大阪府泉佐野市りんくう往来北２番地の21
再生債務者　りんくう国際物流株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年６月12日
大阪地方裁判所第６民事部